

第1回委員会での御意見への対応状況

区分	御意見	対応状況	改革課題		
			課題名	現状	取組の方向性
全般	取組の時間軸を意識した形で計画を策定する必要がある。	素案においては、改革課題ごとに大よその年次ごとの取組内容を掲載（H28・H29 及び H30 以降）。2月公表予定の計画案では、平成28年度予算編成作業とあわせて、更に詳細なものを掲載	-	-	-
全般	ボトムアップで質的改革を進めるには、現場から改革提案が上がってくるようなインセンティブ、モチベーションが高まる仕組・制度（ペナルティー施策も含め）が必要である。	職員の能力・意欲を更に向上させるための新たな加点制度等や、標準職務遂行能力に沿った能力評価などの人事評価制度について見直しの実施	職員の能力・意欲を更に向上させる人事評価制度の見直し	これまで人事評価制度において、評価結果を任用、給与等へ反映する等により職員のやる気と働きがいを引き出してきました。また、市民サービスの向上や事務・事業の改善に関する優秀な提案を行った職員を評価するなどの取組を実施してきました。今後は、職員の能力・意欲を更に向上させるよう、評価制度の見直しに向けた検討が必要となります。	人事評価制度について、職員のやる気と働きがいを今まで以上に引き出すため、標準職務遂行能力に沿った能力評価への対応に加え、新たな追加加点に関する検討を行うなど、評価制度の見直しを検討します。
全般	監査の役割は非常に重要であり、手続的なミスは報告するだけでなく、本質的部分をチェックすることで、健全な方向に促す必要がある（内部監査）。	横浜市等の状況を調査しながら、行財政改革室の業務改善機能の強化等について検討	-	-	-
全般	今回の計画において、アウトプット、アウトカムとして、量（削減額）・質（市民満足度）の指標を位置付ける必要がある。	・市民満足度に関しては、アウトカム指標による目標値を設定 ・財政面については、平成27年11月公表予定の収支見通しを踏まえた平成28年2月公表予定の収支フレームをあるべき姿と位置付け、総合計画における施策の優先順位付けの取組とともに対応	-	-	-
全般	職員のコーディネート力に加え、職員自身が新しい付加価値、収益、財源を稼ぐ・生み出すという視点も計画に盛り込んで欲しい。	・基本理念（3）市役所内部の「質的改革」の推進において、「新たな価値の創出に向けた（豊富な発想力と改革意識）」を追記 ・民間活用を一元的・専門的に担う組織整備を行った上での、より効果的な手法導入に向けた検討を行う	民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組	本市では、適切な民間活用を図り、安全で良質な公共サービスを提供するための指針として、平成20（2008）年度に「川崎市民間活用ガイドライン」を策定し、これに基づく取組を推進しています。このガイドラインは、本市が公共サービスの提供において、民間活用を図る場合の基本的な考え方や標準的な手順を示すものであって、様々な民間活用手法の中から最適な手法を決定する基準は定められていないため、統一的な考え方による対応が取れていないという課題があります。また、民間事業者等が提供するサービス水準等をより適正にモニタリングするための手法を構築する必要があります。	民間活用手法の多様化と、それに伴う具体的な導入スキームの複雑化・高度化に対応するとともに、一層の市民サービスの向上等の効果の最大化を図るため、民間活用制度を専門的に担う執行体制の構築を検討します。また、民間事業者等に対する適正なモニタリングの手法の構築や、民間活用手法の統一的な基準の設定に向け検討を行います。
全般	情報発信については、サービスに関してはきめ細やかに発信しているが、政策に関する情報を外部から収集しづらい。	新たな総合計画の策定に当たり、5つの基本政策を柱とする政策体系を構築しているところなので、これに基づく、わかりやすい政策発信の手法について検討を進める。	効果的な情報発信の取組推進	市の施策や取組等の情報発信とともに、「川崎市シティプロモーション戦略プラン」に基づいた、市民の川崎への愛着・誇りの醸成や対外的な認知度・イメージの向上のための施策・事業を推進していますが、市の魅力や施策・取組等についての情報が市民等に十分届いていない状況にあります。	職員の広報に対する意識の醸成や広報媒体・手法の強化・充実、川崎市の都市ブランド（川崎市の良好なイメージ）の強化に向けた取組とともに、推進体制の強化により、「伝える広報」から「伝わる広報」への取組を推進します。
全般	意見・提案（政策の種）を受けとめる情報収集の体制づくりも必要である。	アンケートにおける多様な調査手法の活用と、継続的なテーマ・実施内容の見直し、アンケート結果データの庁内での共有化・一元化とともに、区民会議が担うべき役割・機能の整理などについて検討・調整を進める。	戦略的な市民へのアンケート調査の実施	地域や社会における課題が複雑化し、市民ニーズも多様化している中で、市民の市政に対する意識や生活意識等を多面的に調査し、市政運営や政策立案の参考とすることがますます重要となっています。本市では、平成18（2006）年度から年2回、「かわさき市民アンケート」を実施しているほか、各区・局においても類似アンケートを実施していますが、その差別化、役割分担の明確化、データの共有化・一元化が必要となっています。また、政策立案等にどのようにいかされているのかを検証し、実施手法やテーマ、内容の定型化等を改善する必要があります。	「かわさき市民アンケート」について、調査結果の市政運営や政策立案への一層の活用に向けた庁内検討を行い、時宜に応じたテーマの設定とともに、従来の手法による継続調査とあわせ、インターネットモニターなど、対象者を限定しない手法を用いるなど、調査手法の多様化を図ります。また、政策課題の設定と調査結果の比較検討を踏まえた実施内容の改善とともに、調査結果の庁内での共有化・一元化を図ることによるアンケート項目の重複回避、データ分析の高度化等を図ります。

第1回委員会での御意見への対応状況

区分	御意見	対応状況	改革課題		
			課題名	現状	取組の方向性
			区民会議の今後のあり方の検討	暮らしやすい地域社会をめざして地域の身近な課題を区民が主体となって解決するしくみとして、「自治基本条例」と「区民会議条例」に基づき平成18(2006)年度から各区に区民会議を設置しており、平成28(2016)年度は6期目を迎えます。 なお、第4期自治推進委員会が実施した自治基本条例に基づく総合的な評価において、区民会議については、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくための仕組づくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議の仕組自体の整理」などが必要であると提案なされたこと等を受け、第6期区民会議ではこれらの課題について、各区の特性に応じて運用上の改善・活性化を図る必要があります。	自治基本条例における自治運営の3つの基本原則(情報共有・参加・協働)に基づく、市民自治の確立に向けて、「誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり」を見据え、「区役所改革の基本方針」との連携・整合も図りながら検討を行い、今後の区民会議が担うべき役割・機能などについて整理を進めます。
全般	民間活用については、現場との密な情報交換、政策のアイデアを職員が確保できる体制づくりが必要である。	民間活用を一元的に担う執行体制の検討・整備と、適正なモニタリング手法の構築等を行う中で検討	民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組	本市では、適切な民間活用を図り、安全で良質な公共サービスを提供するための指針として、平成20(2008)年度に「川崎市民間活用ガイドライン」を策定し、これに基づく取組を推進しています。 このガイドラインは、本市が公共サービスの提供において、民間活用を図る場合の基本的な考え方や標準的な手順を示すものであって、様々な民間活用手法の中から最適な手法を決定する基準は定められていないため、統一的な考え方による対応が取れていないという課題があります。また、民間事業者等が提供するサービス水準等をより適正にモニタリングするための手法を構築する必要があります。	民間活用手法の多様化と、それに伴う具体的な導入スキームの複雑化・高度化に対応するとともに、一層の市民サービスの向上等の効果の最大化を図るため、民間活用制度を専門的に担う執行体制の構築を検討します。 また、民間事業者等に対する適正なモニタリングの手法の構築や、民間活用手法の統一的な基準の設定に向け検討を行います。
全般	官官連携の思想、国、県、川崎市、区の役割分担のあり方自体を考え直すことが必要である。	地方分権改革の推進における「提案募集方式」の積極的な提案に加え、大都市特有の行財政需要に対して税制上の措置が不十分となっている現状を踏まえた指定都市市長会等を通じた国への働きかけなどの推進 ⇒横浜市との待機児童対策に関する連携協定 ⇒世田谷区との連携・協力に関する包括協定 ⇒宮崎県と川崎市との連携・協力の取組に関する基本協定	地方分権改革の積極的な推進	人口や企業など経済の集中する大都市では、少子高齢化の急激な進展、老朽化等に伴うインフラの整備、子育て支援及び生活保護等に係る経費の著しい増加など、さまざまな都市的課題を抱えており、これらの課題を解決するためには、大都市が一元的・総合的な事務・権限を担うことが必要です。 一方で、このような大都市特有の行財政需要に対し、税制上の措置は不十分となっています。	市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、大都市制度改革を推進します。 また、国において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集するため、平成26(2014)年から導入している「提案募集方式」についても積極的に活用していきます。
人材育成	・職員の人材育成については、各部署の事業の推進や市民サービスの見直しを進める上での計画の中での位置づけを明確にする必要がある。 ・人材育成の手段、手法の結果を測定する目標・指標を定める必要がある。	・今後は、特に地域の多様な主体の支援や、コーディネートをを行う役割が重要となってくることから、そのスキル向上に向けた取組を進めていく。 ・特に区役所においては、市民サービスの最前線として、多様な主体との協働・連携のためのコーディネートの育成をはじめ、超高齢社会に対応した職員の知識習得、地域包括ケアシステムの推進に対応した専門職の育成を推進 ・地域課題解決のための既存の組織の枠を越えたワーキンググループの設置 ・各部署における職員の専門性の向上に当たっては、人事配置や異動サイクルの設定の見直しを実施	(素案掲載予定) ・多様な市民活動団体の活動に関する課題認識を高め、市民活動団体の活動力の向上が図れるよう、支援を適切に行える職員の育成 ・超高齢社会に対応したサービス提供を行うための区役所職員の知識の習得や意識改革 ・組織横断的なワーキンググループの設置による地域課題解決にむけた取組	これまで職員の専門性を高める取組として、局別人材育成計画に基づく取組や、職域ごとの人材育成の推進、複線型人事制度の運用等を行ってきました。 今後は、市民ニーズの多様化や団塊の世代の大量退職等で、一般事務職の職域においても高い専門性を求められる領域等があることから、既存制度の見直しや専門性を持った職員の効果的な活用等について検討を進める必要があります。	・専門性の高い人材の育成を推進するため、既存の複線型人事制度の検証を行い、専門職、専任職の活用方法等について検討します。 ・専門性の高い人材の育成を踏まえた人事異動サイクルについて検討します。 ・再任用職員がこれまで培ってきた知識・経験を活用するための効果的な配置等について検討します。

第1回委員会での御意見への対応状況

区分	御意見	対応状況	改革課題		
			課題名	現状	取組の方向性
女性の働きやすさ向上・登用	<ul style="list-style-type: none"> ・出生率を引き上げていくためには、働きやすい環境をつくることが大切である。 ・政策部門や管理職の女性職員が少ないため、積極的に登用すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の職域拡大等の推進（管理職（課長級）職員に占める女性比率が平成30年度までに25%となるようめざす（現在16.8%）） ・女性の働きやすい環境づくりに向けては、出生時における父親の特別休暇取得の奨励や、育児休業等の取得しやすい環境づくり等に、それぞれ目標数値を設けて取組を進めていく。（父親の特別休暇 職員配偶者の出産休暇70% 育児参加休暇30% 男性職員の育児休業の取得率12%等※それぞれ平成31年度まで） 	職員個々の状況に応じた働く環境の整備	<p>障害のある職員については、採用や異動後の職員の状況を確認し、人的及び物的な環境整備や適正な配置に努めてきました。</p> <p>女性職員については、能力・実績に基づく適材適所の人事配置、研修を通じたキャリア形成支援等、登用の拡大に取り組んできました。</p> <p>再任用職員については、希望や経験・能力を踏まえた効果的な配置による活用等を実施してきました。</p> <p>今後、年金の支給開始年齢の引き上げに伴い再任用職員が増えることや、障害の有無や性別に関わらず、広く職員の活躍が期待されることから、これまでの取組を国や他の自治体の動向も踏まえ、充実していく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある職員一人ひとりの状況に配慮した人事配置や職域の拡大等、引き続き働きやすい職場環境を整備します。 ・女性職員が更に活躍するように職域の拡大を図るとともに、研修の充実や計画的・継続的な人事管理、管理職による適切な指導・助言等の支援をあわせて行うことで、意欲や能力を持って活躍できる環境を整備します。 ・再任用職員が意欲を持って仕事に取り組むことができるように、役割・活用方法の検討のほか、研修等の取組を実施します。
			ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>これまで「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）」に基づき、全ての職員がそれぞれのライフステージで仕事と生活の調和が取れた働き方を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めてきました。</p> <p>今後も職員が安心して子育てや介護、地域活動などを行いながら、職場で能力を最大限に発揮できるように、行動計画や子育て等にかかわる各種制度の情報提供等を実施し、職場環境や職員意識をさらに醸成していく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27（2015）年3月策定の第4期の行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進します。 ・全職員を対象に理解を深める研修等を実施します。 ・育児休業等に関する情報共有ができる機会を毎年設けます。
			子ども施策における効果的・効率的な執行体制の検討	<p>「川崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、子育てを社会全体で支える環境づくりや、乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくりなどに取り組んでいます。また、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方も踏まえた、効果的・効率的な執行体制を構築する必要があります。</p>	<p>子どもたちが地域のさまざまな人から温かく見守られ、成長できる環境づくりを進めるとともに、支援が必要になった場合に、行政による適切な支援を行う体制を確保するなど、地域包括ケアシステム推進ビジョンを踏まえた効果的・効率的な執行体制の整備を進めます。</p>
			待機児童対策の継続した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、待機児童の解消に向け、平成26（2014）年1月に待機児童ゼロ対策室を設置するとともに、平成26（2014）年2月には、待機児童対策の基本方針を策定し、これに基づく取組を推進するため市長をトップとした「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部」を設置しました。 ・各区役所及び区役所支所に、「区待機児童ゼロ対策担当」を設置し、保育所等の利用申請者への相談・サポート体制を強化しました。 ・これらの取組により平成27（2015）年4月における待機児童解消を達成しましたが、今後も保育需要に適切に対応し待機児童解消に向けた取組を継続していく必要があります。 ・また、保育所等が急増したことにより、保育の質の担保・向上が課題となっています。 	<p>平成27（2015）年3月に策定した「川崎市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27（2015）～31（2019）年度）に基づき、必要な地域への保育受入枠の確保や、区役所における相談・支援のさらなる充実等、待機児童解消に向けた取組を継続するとともに、適切な執行体制の整備を進めます。</p> <p>また、新たな公立保育所による民間保育所への支援、公・民保育所の人材育成の取組などにより、保育の質の担保・向上を図ります。</p>

第1回委員会での御意見への対応状況

区分	御意見	対応状況	改革課題		
			課題名	現状	取組の方向性
連携・協働	<p>・取組1「共に支える」の「互助・共助」については、総合計画と連携して、質的改善として強く取り組んでいくべきである。</p> <p>・区役所改革の推進については、単なる区役所改革だけではなくて、自治の単位と、自治をさらに地域に権限委譲していくことが大切である。</p>	<p>・行政や地域課題の「見える化」や、誰もが気軽に多様化・複雑化する地域課題の解決に向け取り組めるよう、ICTなどを活用して情報や人材をつなぐプラットフォームの構築</p> <p>・地域包括ケアシステムの構築</p> <p>・中間支援組織と連携した市民活動団体の基盤強化に向けた仕組づくり</p> <p>・NPO法人の支援体制の構築 など</p>	<p>多様な主体の協働・連携による地域課題解決のためのプラットフォームの構築</p>	<p>川崎市では、平成16(2004)年に自治基本条例を制定し、自治運営の三原則に基づく参加や協働に関する制度・施策の設置やその運営を通じ、市民自治のまちづくりを進めてきました。</p> <p>条例の制定から約10年が経過する中で、NPO法人の認証数の増加など、地域における市民主体の取組も拡大し、従来の町内会・自治会の地縁活動に加え、市民活動団体やボランティア団体の活動、さらに、企業や大学の社会貢献活動や地域連携の取組など、幅広い分野で多様な主体が協力してまちづくりを担っています。</p> <p>その一方で、社会経済環境の変化に伴い、地域における課題も多様化・複雑化してきており、地域の多様な主体と行政が、今後、どのようなビジョンを持ち、協働・連携して地域づくりを担っていくか、明確な方向性を示すことが急務となっています。</p>	<p>・平成28(2016)年3月策定の「(仮称)川崎市協働・連携の基本方針」に基づき、行政も地域の担い手の一員として、地域で活動する団体や企業、大学と協働・連携し、共にまちづくりを進めます。また、そのために必要な推進体制の整備や進捗管理を行います。</p> <p>・行政や地域の取組の「見える化」や、関連情報の共有化により、誰もが気軽に多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた取組に参加できるようにするため、ICTなどを活用して情報や人材をつなぐプラットフォームを構築します。</p>
			<p>めざすべき区役所像の実現に向けた取組の推進</p>	<p>区役所が市民協働拠点として、地域の総合的な視点からの主体的な調整や計画的な課題解決事業を実施できるよう、区役所の機能強化の取組を推進し、区役所と多様な主体との協働による地域の課題や区役所サービスの向上に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、局区間の連携・役割分担・調整のあり方、人材育成、市民の地域活動への参加促進など、取組全般に共通している改善すべき課題が残っていることや、マイナンバー制度の導入等の社会状況の変化により、区役所の更なる改革を推進する必要があることから、平成27(2015)年度策定の「区役所改革の基本方針」に基づき、これからの区役所の果たすべき役割を明らかにし、区役所の更なる改革を推進する必要があります。</p>	<p>「区役所改革の基本方針」に基づき、自助・共助(互助)の取組としての地域包括ケアシステムにおける地域支援機能を含む地域での顔の見える関係づくりや、公助の取組としての便利で快適な市民サービスの提供を推進するための機能・体制等の検討を行い、区役所機能強化に向けた取組を段階的に進めます。</p>
			<p>地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備</p>	<p>「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成26(2014)年度に策定し、「かわさきいきいき長寿プラン」や「かわさきノーモライゼーションプラン」などの個別計画との連携を踏まえ、効果的・効率的な地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制の検討を行っています。</p>	<p>「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を踏まえ、保健・福祉・医療施策における各区役所の保健福祉センターの役割の整理など、地域包括ケアシステムの構築に向けた効果的・効率的な執行体制の整備に向けた取組を進めます。</p>
			<p>(素案掲載予定)</p> <p>・市民活動を活性化するための中間支援組織を核とするネットワークの構築</p> <p>・NPO法人の支援体制の構築</p> <p>・多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組(各区役所)</p>		